

別記様式3

特定プログラム説明書

開設学部等名〔総合科学部・文学部・教育学部・法学部〕

プログラムの名称	(和文) 社会調査士資格取得特定プログラム
	(英文) Social Researcher Qualification Course
1. 概要 本プログラムは、一般社団法人社会調査協会が社会調査士の資格を認定するために必要な「社会調査士のための必修科目」を中心として、現代社会を分析するツールとしての社会調査に関する基礎的な知識及び技能、並びに、応用力及び倫理観を養成することを目的とする。	
2. 到達目標 ①社会調査の方法を習得する。 ②社会調査士の資格を修得する。 ③社会に対する幅広い学識の上に、自ら調査課題を設定し、社会調査の技法を用いて調査を行い、データを収集、分析し、自らの調査課題の解決をはかることができる。	
3. 登録時期 第3セメスター（2年次前期）を履修開始時期とし、事前にプログラム登録をしておくこと。	
4. 登録要件 既修得要件は特に定めない。本プログラムを構成する授業科目を履修し、別途、社会調査士資格認定機構に申請することで、社会調査士資格認定機構が認定する「社会調査士」の資格を修得することができるが、その場合「認定審査手数料」等の費用を負担する必要がある。	
5. 受入上限数 実習科目に関しては実習設備等との関係で受講者制限を行う場合がある。また、社会調査の実施は社会に対する幅広い認識と関心を前提としていることから、社会科学系の主専攻プログラムに所属する学生から優先して登録させることがある。	
6. 授業科目及び授業内容 ※授業科目は、別紙の履修表を参照すること。 ※授業内容は、各年度に公開されるシラバスを参照すること。	
7. 修了要件 別紙「履修表」のとおり単位を修得すること。	
8. 責任体制 社会調査士資格取得特定プログラム担当教員会を設置し、学生の異議申し立てへの対応などプログラム運営の実務を担当する。組織は次のとおりである。 担当教員会主任：江頭 大藏（法学部） 担当教員会メンバー：福田 恵（総合科学部） 友澤 和夫（文学部） 久井 英輔（教育学部）	
9. 既修得単位等の認定単位数等	

(1) 他大学等における既修得単位等の認定単位数等

5 単位

(2) 広島大学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等

14 単位

【特定プログラム履修に関する注意事項】

○主専攻プログラムの授業時間割の関係で、登録した特定プログラムの授業科目履修が制限されることがある。

○特定プログラムで開設されている授業科目も、本学共通の平均評価点(GPA)の計算対象に含まれる。

社会調査士資格取得特定プログラム履修表

科目区分	授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得単位数	備考	
						社会調査士資格取得のための標準カリキュラム	開設学部
専門教育科目	社会調査論	2	3セメ	必修	2	A：社会調査の基本に関する科目 B：調査設計と実施方法に関する科目 C：基本的な資料とデータの分析に関する科目 D：社会調査に必要な統計学に関する科目 E：量的データ解析の方法に関する科目 F：質的なデータの分析に関する科目 G：社会調査の実習を中心とする科目	法学部
	社会調査法	2	3セメ	選択必修	2		文学部
	地域調査法演習	2	6セメ				
専門教育科目	社会調査データ分析の基礎	2	4セメ	必修	2	総合科学部	
教養教育科目	統計学	2	3セメ	選択必修	2	総合科学部	
	統計データ解析	2	4セメ				
専門教育科目	情報統計学	2	3セメ				
専門教育科目	人文地理学情報処理実習	1	3セメ	選択必修	1～2	総合科学部	
	地域調査演習ⅠA	2	5セメ				
	地域調査演習ⅠB	2	5セメ				
	地域調査演習ⅡA	2	6セメ				
	地域調査演習ⅡB	2	6セメ				
	教育フィールドワーク演習	2	4セメ	選択必修	3～4 (注)	総合科学部	
	社会調査演習Ⅰ	2	5セメ				
	社会調査演習Ⅱ	2	6セメ				
	地理学野外演習	2	6セメ				
	地理学野外実験	1	5セメ				
教育調査統計法演習	4	5セメ			文学部		
合 計					12～14	教育学部	

注：次の①から③に示す3つの履修方法のうち、いずれか一つに従い履修すること。

なお、いずれの履修方法も、総授業時間数は同じである。

- ① 「社会調査演習Ⅰ」 2単位及び「社会調査演習Ⅱ」 2単位の合計4単位を修得する。
- ② 「地理学野外演習」 2単位及び「地理学野外実験」 1単位の合計3単位を修得する。
- ③ 「教育調査統計法演習」 4単位を修得する。

※社会調査士協会HP「社会調査士資格参加大学・科目」→「広島大学」を参照のこと。